

平成六年総理府令第二十五号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（都道府県知事による水道事業者の意見の聴取）第三条 法第四条第五項の規定による意見の聴取は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第二号から第四号までに掲げる事項

（都道府県知事による水道事業者の意見の聴取）第三条 法第四条第五項の規定による意見の聴取は、次に掲げる事項について行うものとする。

二 次に掲げる事項について行うものとする。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（水道事業者の都道府県知事に対する要請）

第二条 法第四条第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

一 当該要請に係る水道原水の取水地点の位置

二 当該要請に係る取水地点における水道原水の水質に関する事項で次に掲げるもの

イ 特定項目に係る水道原水の汚染状態

ロ その他水道原水の水質について参考となるべき事項

三 当該要請に係る水道水の水質に関する事項

イ 法第二条第一項の政令で定める物質に係る水道水の汚染状態

ロ その他水道水の水質について参考となるべき事項

四 当該要請に係る水道事業者が、当該要請に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置の内容

五 当該要請に係る水道事業者が前号の措置すべき事項

六 当該要請に係る水道事業者が第四号の措置を講じた場合であっても、特定水道利水障害を防止することが困難であると認める理由

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第四条第二項及び第五項、第五条第九項、第九条第一項及び第三項、第十条第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項及び二項、第十三条第一項並びに第十五条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（普及啓発及び測定に関する報告）

第二条 法第五条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 指定地域において行われる普及啓発対策の概要

二 特定項目に係る水質の測定の時期及び地点その他必要な事項

三 指定水域に係る水道水の法第二条第一項の（特定排水基準及び構造等基準）

第五条 法第九条第一項の特定排水基準は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合には、その区分）ごとに定めるものとする。

第六条 法第九条第三項の構造等基準は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び污水だめの構造に関する事項

二 汚物だめ及び污水だめの使用並びにふん尿の管理に関する事項

三 指定水域の水質の保全に関する前二号と同等以上の効果を有する措置に関する事項

（排出水の汚染状態の測定等）

第七条 法第十条第二項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排出水の汚染状態の測定は、特定項目ごとに前条第二項の環境大臣が定める方法により行うこと。

二 測定の結果は、様式第一による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

二 意見の聴取に係る水道事業者が水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講じた場合であっても特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうか。困難である場合は、その理由及び前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由

（届出書の提出部数）

第七条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定施設等の設置の届出）

第八条 法第十一条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統

ホ 汚水等の導水及び汚水等の処理施設までの導水の方法

二 汚水等の処理の系統

ト 汚水等の処理施設による処理前及び処理後

ヘ 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量

ト 汚水等の処理施設の使用時における当該

の変動がある場合には、その概要

二 法第十一条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならぬこと。

三 前号の措置を講じた場合には、その理由及び前号の措置以外

の措置を講ずることが困難である理由

（普及啓発及び測定に関する報告）

第四条 法第五条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 指定地域において行われる普及啓発対策の概要

二 特定項目に係る水質の測定の時期及び地点その他必要な事項

三 指定水域に係る水道水の法第二条第一項の（特定排水基準及び構造等基準）

（特定排水基準及び構造等基準）

第五条 法第十一条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

一 水道水源特定施設の種類については、名称

二 水道水源特定施設の構造については、次の事項を記載すること。

イ 水道水源特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該水道水源特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

ハ その他水道水源特定施設の設置場所

コ 水道水源特定施設を含む操業の系統

ハ 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

二 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

三 水道水源特定施設の使用の方法について

ハ その他水道水源特定施設の設置場所

コ 水道水源特定施設を含む操業の系統

ハ 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

四 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

五 水道水源特定施設の使用の方法について

ハ その他水道水源特定施設の設置場所

コ 水道水源特定施設を含む操業の系統

二 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

三 水道水源特定施設の使用の方法について

ハ 汚水等の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水等の処理の系統

二 汚水等の処理の系統

ト 汚水等の処理施設による処理前及び処理後

ヘ 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量

ト 汚水等の処理施設の使用時における当該

の変動がある場合には、その概要

二 法第十一条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統

（特定施設等の設置の届出）

第八条 法第十一条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排水に添えてしなければならない。



う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

### 附 則 (令和六年四月一日環境省令第一七号)

#### 抄 (令和六年四月一日環境省令第一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 様式第1(第六条関係)

様式第1(第六条関係) 本質認定証明書					
捺印の所要欄					
署名 及び印押	原文 複数 部 (各 部)	製本用 用紙代 表	原文 複数 部 (各 部)	原文 複数 部 (各 部)	原文 複数 部 (各 部)

備考: 挙手の場合は上記の部数が異なる場合は、備考欄にこれを記載すること。

### 様式第2(第八条関係)

#### (第8条関係)

様式第2(第八条関係) 本質認定証明書	
捺印の所要欄	
署名 (代表者)	氏名又は勤務及び代表者及び依 托人としてその代表者の氏名
捺定用紙代表の欄	
△本革水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△本革水溶性アセチルセルロースの合成方法	別紙のとおり。
△外水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△特許の本革水溶性アセチルセルロース及び 其の合成方法	別紙のとおり。
△特許に記載する特許権の本革水溶性アセ チルセルロースの構造	別紙のとおり。
＊付録 番 号	＊付録 番 号
＊著 者	＊付録番号日 年 月 日
	＊付録番号 年 月 日

備考: 1. △印の欄の記載についてには、実験によることなし。かつて、できる限り、別紙のとおり記載すること。  
2.＊印の欄には、記載しないこと。  
3. 亂刷及び捺印の紙面の大きさは、認定、審査を行わないものと  
扱う。日本語を標準とするすること。

### 様式第3(第九条関係)

#### (第9条関係)

様式第3(第九条関係) 本質認定証明書	
捺印の所要欄	
署名 (代表者)	氏名又は勤務及び代表者及び依 托人としてその代表者の氏名
捺定用紙代表の欄	
△本革水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△本革水溶性アセチルセルロースの合成方法	別紙のとおり。
△外水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△特許の本革水溶性アセチルセルロース及び 其の合成方法	別紙のとおり。
△特許に記載する特許権の本革水溶性アセ チルセルロースの構造	別紙のとおり。
＊付録 番 号	＊付録 番 号
＊著 者	＊付録番号日 年 月 日
	＊付録番号 年 月 日

備考: 1. △印の欄の記載についてには、実験によることなし。かつて、できる限り、別紙のとおり記載すること。  
2.＊印の欄には、記載しないこと。  
3. 亂刷及び捺印の紙面の大きさは、認定、審査を行わないものと  
扱う。日本語を標準とするすること。

### 様式第4(第十条関係)

#### (第10条関係)

様式第4(第十条関係) 本質認定証明書	
捺印の所要欄	
署名 (代表者)	氏名又は勤務及び代表者及び依 托人としてその代表者の氏名
捺定用紙代表の欄	
△本革水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△本革水溶性アセチルセルロースの合成方法	別紙のとおり。
△外水溶性アセチルセルロースの構造	別紙のとおり。
△特許の本革水溶性アセチルセルロース及び 其の合成方法	別紙のとおり。
△特許に記載する特許権の本革水溶性アセ チルセルロースの構造	別紙のとおり。
＊付録 番 号	＊付録 番 号
＊著 者	＊付録番号日 年 月 日
	＊付録番号 年 月 日

備考: 1. △印の欄の記載についてには、実験によることなし。かつて、できる限り、別紙のとおり記載すること。  
2.＊印の欄には、記載しないこと。  
3. 亂刷及び捺印の紙面の大きさは、認定、審査を行わないものと  
扱う。日本語を標準とするすること。

様式第5 (第10条関係) - 特定地図等の変更登記手続書類 - 一般款

特定期限等登記簿

年月日

登記官 (代表)

氏名(又は登記及び世帯主及び他の登記者に依るときは、その代理者に依る場合は、登記の代理者の氏名)

特定水道料水牌権の登記のための水道水源地の水質が公に開示する特定期限登記

登記の期限により、特定地図等について、次のとおり届け出ます。

立地の事業場の名称	
立地又は事業場の所在地	
特定地図等の範囲	
△跡日の水質変更登記に係る件番号を記入 ※△跡日の水質変更登記に係る件番号	別紙のとおり。
△前回の水質変更登記において、該地 特定地図等から付記された公開水質等 及び公開水質等の範囲を記入 ※△前回の水質変更登記に係る件番号	別紙のとおり。
△公開水質等の範囲の記述欄に記入 ※△公開水質等の範囲の記述欄に記入	別紙のとおり。

参考 第1△跡日の水質の範囲について、実測のこととし。かつ、できる限り、正確、明確を判断すること。

2 \*△跡日の水質に記載しないこと。  
3 \*前回より水質の範囲が大きくなるときは、認定、表示やむを得ないものを  
除き、日本水質規格をもとすること。

様式第6 (第11条関係) - 特定期限等登記手続書類 - 一般款

特定期限等登記簿

年月日

登記官 (代表)

氏名(又は登記及び世帯主及び他の登記者に依るときは、その代理者に依る場合は、登記の代理者の氏名)

特定水道料水牌権の登記のための水道水源地の水質が公に開示する特定期限登記

登記の期限により、特定地図等の書き換えについて、次のとおり届け出ます。

立地の事業場の名称	
立地又は事業場の所在地	
特定地図等の範囲	
△次回の水質変更登記の場合は、(次回の水質変更登記の 届け出たときの)公開水質等の範囲(公開水質等の範囲に 記入する)及び公開水質等の範囲(公開水質等の範囲に 記入する)を記入 ※△次回の水質変更登記の場合は、(次回の水質変更登記の 届け出たときの)公開水質等の範囲(公開水質等の範囲に 記入する)及び公開水質等の範囲(公開水質等の範囲に 記入する)を記入	別紙のとおり。
△前回の水質変更登記における公開水質等の範囲 ※△前回の水質変更登記における公開水質等の範囲	別紙のとおり。
△公開水質等の範囲の記述欄に記入 ※△公開水質等の範囲の記述欄に記入	別紙のとおり。

参考 1. △跡日の水質の範囲について、実測によることとし。かつ、できる限り、正確、明確を判断すること。  
2. \*△跡日の水質に記載しないこと。  
3. \*実測のある場合は、実測の結果を記入せること。  
4. \*前回より水質の範囲が大きくなるときは、認定、表示やむを得ないものを  
除き、日本水質規格をもとすること。

株式第8  
式第8  
（第13  
条関係）

様式第9 (第13条関係) (第13条の2(1)(b)) (第13条の2(1)(c)) (第13条の2(1)(d))

年 月 日

相手取扱者 姓  
(会員)

相手取扱者 姓  
名又は商号及び住所並びに姓  
人におけるその代表者の氏名

氏名(名前、姓氏、氏名)に変更があったので、特定の取扱者を識別するためのための本  
のうちの原稿の記載の内容に関する特別登録事項を改めて記入することにより、次のとおり  
上記欄に記入します。

変更の内容	承認用 番号
変更及 び	承認登録用 番号
変更 年 月 日	年 月 日 承認番号
変更 の 提 出	申請 書

備考 1. 本件の場合は、記載しないこと。  
2. 用紙が大きさは、日本規格A4をもとすること。

様式第9  
式第9  
（第13  
条関係）

様式第9 (第13条関係) (第13条の2(1)(b)) (第13条の2(1)(c)) (第13条の2(1)(d))

年 月 日

相手取扱者 姓  
(会員)

相手取扱者 姓  
名又は商号及び住所並びに姓  
人におけるその代表者の氏名

本道才譲得登録の登記を上記のもので、物権登録の登記を上記のものと同一の本道  
才譲得登録の登記の完全に対する特別登録事項を改めて記入することにより、次のとおり  
上記欄に記入します。

二種又は三種の登記の登記番号	承認用 番号
三種又は三種の登記の登記番号	承認登録用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認 登記
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日

備考 1. 本件の場合は、記載しないこと。  
2. 用紙が大きさは、日本規格A4をもとすること。

様式第10  
式第10  
（第14  
条関係）

様式第10 (第14条関係) (第14条の2(1)(b))

年 月 日

相手取扱者 姓  
(会員)

相手取扱者 姓  
名又は商号及び住所並びに姓  
人におけるその代表者の氏名

本道才譲得登録の登記を上記のもので、物権登録の登記を上記のものと同一の本道  
才譲得登録の登記の完全に対する特別登録事項を改めて記入することにより、次のとおり  
上記欄に記入します。

二種又は三種の登記の登記番号	承認用 番号
三種又は三種の登記の登記番号	承認登録用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認 登記
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日

備考 1. 本件の場合は、記載しないこと。  
2. 用紙が大きさは、日本規格A4をもとすること。

様式第10の2  
式第10の2  
（第14  
条の2  
関係）

様式第10の2 (第14条の2(1)(b))

年 月 日

相手取扱者 姓  
(会員)

相手取扱者 姓  
名又は商号及び住所並びに姓  
人におけるその代表者の氏名

本道才譲得登録の登記を上記のもので、物権登録の登記を上記のものと同一の本道  
才譲得登録の登記の完全に対する特別登録事項を改めて記入することにより、次のとおり  
上記欄に記入します。

二種又は三種の登記の登記番号	承認用 番号
三種又は三種の登記の登記番号	承認登録用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認用 番号
本道才譲得登録の登記番号	承認 登記
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日
登記 年 月 日 年 月 日	年 月 日

備考 1. 本件の場合は、記載しないこと。  
2. 用紙が大きさは、日本規格A4をもとすること。

備考 大きな用紙を使用する場合は、複数枚提出すること。

備考 本件の場合は、記載しないこと。

備考 1. 本件の場合は、記載しないこと。  
2. 用紙が大きさは、日本規格A4をもとすること。

